

広島県告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十四年一月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
三次市作木町香淀字唐谷一五〇一番一地从先から 三次市作木町香淀字唐谷一四五七番四地先まで	八・〇〇ㄱ 二八・〇〇〇	五・六〇ㄱ 一七・六〇〇	拡幅 一般国道四三 三号及び一般 国道四二四号 と重複
	一一三・〇〇	一一三・〇〇	

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
三次市作木町香淀字唐谷一〇八七番三地从先から	敷地の幅員 (メートル)	五・六〇ㄱ 一七・六〇〇	
	延長 (メートル)	一一三・〇〇	

三次市作木町香淀字唐谷一四九八番地先まで

新

八・〇〇〇
二八・〇〇〇

一一三・〇〇〇

拡幅
一般国道三七
五号及び一般
国道四三三号
と重複

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区	間	新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三次市作木町香淀字唐谷一〇八七番二地先から 三次市作木町香淀字唐谷一四九八番地先まで	新	八・〇〇〇 二八・〇〇〇	一一三・〇〇〇	拡幅 一般国道三七 五号及び一般 国道四三三号 と重複	
	旧	五・六〇〇 一七・六〇〇	一一三・〇〇〇		